

地域計画と農振除外・農地転用の手続きについて

令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地において、農振地域農用地区域からの除外や農地転用を行う前に、大館市地域計画の変更（除外）の手続きが必要となります。具体的な手続きの流れは、以下のとおりとなります。

(農振法第13条第2項第2号及び農地法施行規則第47条の3第2号関係)

